（厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者の一部改正）

第二条　厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成十年厚生省告示第百五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人を除く。）	二　医療法人（医療法第四十二条第二項に規定する特別医療法人を除く。）
三～六　（略）	三～六　（略）
七　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、地域における医療の確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者	七　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、地域における医療の確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者
イ　平成五年七月二十八日健医発第八百二十五号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療の拠点病院の整備について」に規定するエイズ治療の拠点病院又は令和八年七月三十日健発第〇七三〇第一号厚生労働省健康・生活衛生局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」に規定するがん診療連携拠点病院であること。	イ　平成五年七月二十八日健医発第八百二十五号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療の拠点病院の整備について」に規定するエイズ治療の拠点病院又は平成十三年八月三十日健発第八百六十五号厚生労働省健康局長通知「地域がん診療拠点病院の整備について」に規定する地域がん診療拠点病院であること。
ロ　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定を受けていること。	ロ　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定又は同法第八十六条第一項第一号の承認を受けていること。

（医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）

第三条　医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			
報告内容	報告単位	報告方法	
病床の機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の三第二項第七号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			
報告内容	報告単位	報告方法	
病床の機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）